

附則

この政令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第四条第一項第一号の改正規定、同令第五条第一号の改正規定（国民体育大会）を「国民スポーツ大会」に改める部分に限る。）、同令第十一条第一号の改正規定、同令第十三条第一項の改正規定及び同令第二十八条第一項第一号の改正規定（国民体育大会）を「国民スポーツ大会」に改める部分に限る。）を除く。及び第四条の規定（文部科学省組織令第八十八条第二号の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
文部科学大臣臨時代理
国務大臣 竹本 直一
防衛大臣 河野 太郎

建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年十二月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十一号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五条の五第二項において準用する同法第五条の三第一項、同法第三十五条から第三十五条の三まで（これらの規定を同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、同法第三十六条、同法第八十六条の七第二項（同法第八十七条第四項において準用する場合を含む。）、同法第八十八条第一項において読み替えて準用する同法第二十条第一項及び同法第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十九条」を「第二百二十八条の六」に改める。

第八十条「第三百二十九条」を「三百四十二条」に改める。

第八十条の六第三項中「第六項から第十項まで及び第十五項から第二十項まで」を「第三項、第七項から第十一項まで及び第十六項から第二十一項まで」に改め、「第二百二十八条の五第一項及び第四項」の下に、「第二百二十八条の六第一項」を加え、同条第四項中「第六項から第十項まで、第十五項、第十七項」を「第七項から第十一項まで、第十六項」に、「及び第二十項」を、「第十九項及び第二十一項」に改め、「第四項」の下に、「第二百二十八条の六第一項」を加える。

第百十一条第一項中「とする」を「避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室その他の居室であつて、当該居室の床面積、当該居室の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離並びに警報設備の設置の状況及び構造に關し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除く。」とするに改める。

第百十二条第一項第二号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に、「第十七項」を「第十八項」に、「第六項若しくは第九項」を「第七項若しくは第十項」に、「第十項本文若しくは第十五項本文」を「第十一項本文若しくは第十六項本文」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第三項、第四項、第九項」を「第四項、第五項、第十項」に、「第六項、第九項、第十項又は第十一項本文」を「第七項、第十項、第十一項又は第十二項本文」に、「及び第十二項」を「及び第十三項」に改め、同項第一号中「第三項若しくは第四項」を「第四項若しくは第五項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項第二号中「第九項」を「第十項」に、「第十項若しくは第十一項本文」を「第十一項若しくは第十二項本文」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通大臣が定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。

第百二十二条中「第四項から第六項まで」を「（第三項）を「第七項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十一項及び第十二項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項ただし書中「第十八項」を「第十九項及び第二百一十一条第四項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第十三項第一号」を「第十四項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主要構造部を耐火構造とした建築物の二以上の部分が当該建築物の吹抜きとなつている部分その他の一定の規模以上の空間が確保されている部分（以下この項において「空間部分」という。）に接する場合において、当該二以上の部分の構造が通常の火災時に相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、当該二以上の部分と当該空間部分とが特定防火設備で区画されているものとみなして、第一項の規定を適用する。

第百十三条第一項第四号中「前条第十八項第一号」を「前条第十九項第一号」に改め、同条第二項中「前条第十九項」を「前条第二十項」に、「同条第二十一項」に改める。
第百十四条第一項及び第二項中「第百十二条第三項各号」を「第百十二条第四項各号」に改め、同条第五項中「第百十二条第十九項」を「第百十二条第二十項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。

第百十五条の二第一項第六号中「第百十二条第十八項第一号」を「第百十二条第十九項第一号」に改める。

第百二十一条に次の一項を加える。

4 第一項（第四号及び第五号（第二項の規定が適用される場合にあつては、第四号）に係る部分に限る。）の規定は、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満の建築物の避難階以外の階（以下この項において「特定階」という。）（階段の部分（当該部分からのみが入り出ることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める防火設備で第百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第十五項の国土交通大臣が定める建築物の特定階に限る。）については、適用しない。

一 特定階を第一項第四号に規定する用途（児童福祉施設等）については入所する者の寝室があるものに限り、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた場合にあつては、十分間防火設備

二 特定階を児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものを除く。）の用途又は第一項第五号に規定する用途に供する場合 戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）

第百二十三条第一項第四号ただし書中「第百十二条第十五項ただし書」を「第百十二条第十六項ただし書」に改め、同項第六号中「第百十二条第十八項第二号」を「第百十二条第十九項第二号」に改め、同条第三項第六号ただし書中「第百十二条第十五項ただし書」を「第百十二条第十六項ただし書」に改める。

第百二十三条の二中（同条第二項）を「及び第六号イ（これらの規定を同条第二項）に、「及び」を「並びに」に改める。